

重複上場外国銘柄の基準値段設定の取扱いについて

1. 基準値段の設定方法について

基準値段の算出時点について

当日（X日）基準値段については、前日立会終了後（X-1 立会日）の当取引所が適当と認める時点での外国の主たる金融商品取引所における外国株券の直近値段を円換算した価格としますが、「当取引所が適当と認める時点」については、午後3時頃とします。

なお、基準値段算出時の前日立会終了時以降（X-2 立会日）基準値段算出時（X-1 立会日）までの間に、外国の主たる金融商品取引所で売買が行われていることを当取引所が確認できない場合等については、前日（X-1 立会日）の当取引所最終値段等を当日（X日）の基準値段とします。

（ただし、で定める銘柄については、当取引所の前日最終値段等を基準値段とします。）

当取引所市場における前日最終値段等を基準値段として適用する銘柄の指定について

下表の銘柄については、当取引所市場における前日（X-1日）最終値段等を基準値段とします。

（当取引所市場における前日最終値段等を基準値段として適用する銘柄については、毎年4月と10月の当取引所が定める日以降に、過去6ヶ月間の値付日数を勘案したうえで指定することとしています。）

【当取引所市場における前日最終値段等を基準値段とする銘柄(平成20年10月14日以降)】

コード	銘柄名
1313	KODEX 200 上場指数投資信託 受益証券
1326	S P D R ゴールド・シェア 受益証券
5412	株式会社ポスコ
8657	ユービーエス・エイ・ジー
8675	メリルリンチ・アンド・カンパニー・インク
8685	アメリカン・インターナショナル・グループ・インク
8686	アフラック・インコーポレーテッド
8710	シティグループ・インク
9496	ドイツテレコム・アーゲー

2. 当日立会開始前の基準値段の変更に係る取扱い等について

前日立会終了後に設定した基準値段と、外国の主たる金融商品取引所における当日立会開始前の外国株券の直近の値段等を円換算した値段が大幅に乖離した場合については、外国の主たる金融商品取引所における当日立会開始前の外国株券の直近の値段等を円換算した価格に基準値段を変更することとしておりますが、基準値段を変更する「大幅に乖離した場合」とは、下欄の 及び の条件を充足した場合とします。

なお、基準値段の変更日においては、成行呼値を禁止いたします。

$a - b > c$ となった場合又は $b - a > c$ となった場合
 $a \div b - 1$ で算出された値が +20%超 又は -20%未滿 となった場合

a : 前日立会終了後に設定した基準値段

b : 外国の主たる金融商品取引所における当日立会開始前の外国株券の直近の値段等を円換算した値段

c : a の制限値幅

以上